

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-60(政策14-施策①))

施策名	男女共同参画に関する普及・啓発[政策14. 男女共同参画社会の形成の促進]				
施策の概要	男女共同参画社会を形成するに当たっては、人々の中に根付く性別に基づく固定的な役割分担意識が障害となっており、男女共同参画についての一般国民の理解や認識を深める必要がある。そのためには、国から積極的な広報・啓発を行うとともに、地方公共団体及び民間団体への情報提供により男女共同参画に関する取組を支援することが重要である。本施策では、「男女共同参画週間」の実施、広報誌及びホームページでの情報提供、各種表彰の実施による人材育成等を通じて広報・啓発活動を行う。				
達成すべき目標	男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する国民の理解を深める。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	37,374	22,014	19,249	20,875
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-		
合計(a+b+c)	37,374	22,014			
執行額(千円)	26,509	19,615			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会における安倍総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)(抜粋) 「家庭に専念して、子育てや介護に尽くしている方々もいらっやいます。皆さんの御苦労は、経済指標だけでは測れない、かけがえのないものです。皆さんの社会での活躍が、日本の新たな活力を生み出すと信じます。皆さんが、いつでも仕事に復帰できるよう、トライアル雇用制度を活用するなど、再就職支援を実施します。仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めます。皆さん、女性が輝く日本を、共に創り上げていこうではありませんか。」				

測定指標	男女の多様な生き方を認める割合 (「男女共同参画社会に関する世論調査」における固定的性別役割分担意識に対して「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		55.1%	-	55.1%	-	-	45.1%	60%
	年度ごとの目標値		-	-	-	56%	57%	
	内閣府男女共同参画局ホームページへのアクセス件数	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		月32,000件	月33,000件	月30,000件	月44,000件	月72,000件	月100,000件	過去3か年の平均件数以上
	年度ごとの目標値		月32,000件	月32,000件	月30,000件	月33,000件	月34,000件	
	総合情報誌「共同参画」に関するアンケートの肯定的な評価の割合	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
87%		87%	87%	86%	81%	84%	70%	
年度ごとの目標値		70%	70%	70%	70%	70%		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	ホームページ及び広報誌については、積極的な情報の掲載を行い、目標値を上回った。なお、男女の多様な生き方を認める割合については、平成24年度の世論調査では「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合が前回調査より減少。(ただし、例えば「女性が職業をもつことについての考え方」については「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」とする回答が前回(平成21年・45.9%)より増加し47.5%に達している。)
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 広報誌や各種パンフレット、ホームページ上での情報提供等、多様な媒体を活用して、分かりやすい広報啓発活動を展開することができた。特に、メルマガの配信を拡充したり、新しくFacebookによる発信を開始したりする等、日頃男女共同参画になじみの薄い人々にも情報が届きやすくなるよう工夫するとともに、ホームページについても利便性を向上させ視覚情報を増やして親しみやすいものにするため、主要ページのリニューアルを実施。国民への情報伝達を強化することができた。また、各種表彰を行うことで、ロールモデルを提示するとともに、国民の関心を高めることができた。 広報誌等の紙資料の印刷及び梱包・発送については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図るとともに、配布部数及び配布先の精査を行った。ホームページの管理・運用については一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。 男女の多様な生き方を認める割合について、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「反対」「どちらかといえば反対」という回答の割合は、前回調査より減少する結果となっているが、例えば「女性が職業をもつことについての考え方」については、「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」とする回答が前回(平成21年・45.9%)よりも増加して47.5%に達しており、多角的な分析を行う必要があることから、引き続き動向を注視することとする。 【行政事業レビューでの指摘】 事業を効果的・効率的に行うよう努めること。特に、予算の範囲内に収まるよう、実績を分析し事業実施に当たり改善すること。 【今後の方向性】 より効率的・効果的に実施可能な広報媒体を検討し、不断の見直しを行う。 行政事業レビューでの指摘を踏まえ、適正な事業の実施、予算の範囲内での執行に努めたい。

学識経験を有する者の知見の活用	中央大学教授・山田昌弘氏より、御意見を伺った(平成22年6月30日)。 ・様々な場あるいは媒体を通じて、男女共同参画に関する普及・啓発を行っていることは伺えるものの、さらに固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の展開が重要と考える。特に、近年、若年女性に固定的性別役割分担意識の復活がみられる。男性も含めて、若年層への広報を充実させることが望まれる。 ・男女共同参画週間のポスターについては、各年の標語にあわせたデザインを作成、相当数を全国に配布し、広報に努めていることは妥当と考える。(平成23年度は震災によりポスター作成・配布を取りやめ、平成24年度以降は配布を取りやめ。) ・総合情報誌「共同参画」については、表紙を親しみやすく、内容を充実したこと、また、配布先の見直しにより、配布先企業を増加したことは評価できるものの、いかに一般の人々に目に触れてもらい、手にとってもらうかが重要である。地方公共団体等に配布している広報誌は、ただ単に配布するだけでなく、いかに効果的に使ってもらうか、そのための工夫が必要なのではないかと。 ・ホームページについては、見やすい画面づくりやリンク先の充実など、その努力は評価できる。しかしながら、毎年度、同程度のアクセス数であり、いかにアクセス数を増やすか今後の課題と考える。内容に関しては、男女共同参画に関わる統計資料を「ワンストップ」で調べられるページがあれば、便利だと思う。 ・男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰及び女性のチャレンジ賞表彰の件数については、それぞれ12件と妥当な数と思われる。表彰制度は、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献してきた人々のモチベーションを高める上でも必要であり、継続すべきものと考えられる。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・総合情報誌「共同参画」におけるアンケート (平成25年3月調査:インターネットによる読者に対する調査、有効回答数193)
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------	--------	----------	----------	---------

施策名	男女共同参画を促進するための地方公共団体・民間団体等との連携(政策14. 男女共同参画社会の形成の促進)					
施策の概要	男女共同参画社会の形成は、広く国民に関わるとともに、あらゆる分野に関わるものであり、国のみならず地方公共団体、民間団体の取組が重要である。このため、地域における男女共同参画の促進のための支援、地域レベルの啓発を進めるための各種会議、フォーラム等の開催、地方における人材育成のための研修等を通じ、地方公共団体・民間団体等の取組を支援・促進するとともに、これらの主体における男女共同参画社会の形成に向けた総合的かつ実践的な取組が展開されるよう促す。					
達成すべき目標	地方公共団体・民間団体、国民の各界各層が連携して、地域における意識啓発や人材育成を進めるほか、地域の各主体の連携・協働による地域の課題解決を促す。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	97,090	93,156	90,319	75,170
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	97,090	93,156	-	-
執行額(千円)	63,877	68,449	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、『男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である。』としている。					

測定指標	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」、「男女共同参画フォーラム」におけるアンケートの肯定的評価の割合(平成23年度は震災の影響により全国会議は中止したため、フォーラムのみの値)	基準値	実績値					目標値
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		70.0%	76.0%	79.0%	82.6%	85.4%	87.7%	80%
		年度ごとの目標値	-	70%以上	70%以上	80%以上	80%以上	80%以上
	「男女共同参画に関する基礎研修」、「男女共同参画苦情処理指導者研修」における肯定的評価の割合(平成23年度は震災の影響により基礎研修は中止したため、苦情処理研修のみの値)	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		76.6%	基礎75.1% 苦情 -	基礎77.5% 苦情76.6%	79.0%	75.2%	78.8%	80%
		年度ごとの目標値	-	70%以上	70%以上	80%以上	80%以上	80%以上
	地域における男女共同参画促進の取り組み事例収集件数	基準値	実績値					目標値
		21年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		57件	-	57件	91件	28件	222件	200件
		年度ごとの目標値	-	50件以上	50件以上	100件以上	100件以上	100件以上
「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」におけるアンケートの肯定的評価の割合及び新規共催団体数	基準値	実績値					目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
	89% 5団体	-	-	89% 5団体	72% 3団体	85% 5団体	80% 1団体	
	年度ごとの目標値	-	-	-	80% 1団体	80% 1団体	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「フォーラム」については、肯定的な評価の割合が80%を超え、目標を達成することができた。 ・「基礎研修」、「苦情処理研修」については、肯定的な評価の割合が80%に近い数値になったが、目標値をやや下回った。 ・「事例収集」については、目標を大幅に上回る事例を収集することができた。 ・「国・地方連携会議ネットワークによる事業」は、目標値を上回る5団体と新規に共催事業を展開し、かつ実施結果に対する肯定的な評価の割合が目標値を達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 「フォーラム」については、前年度の改善内容(アンケートの反映、講師選定の工夫、パネルディスカッションに話題性を持たせるなど)を踏襲したところ、参加者の満足度の向上が見られた。また、これらは参加者数増にも結び付いた。 ・「基礎研修」、「苦情処理研修」については、アンケートにおける参加者からの意見を踏まえ、毎年度プログラムの見直しを行うなど、より効果的な開催に努めているが、科目数に比較して時間が全体的にやや短かったことなどの理由により、満足度が目標値を達成しなかったものとする。 ・「事例収集」については、地域における女性の活躍事例について、全自治体を対象にして調査を実施した結果である。 ・「国・地方連携会議ネットワークによる事業」は、活動テーマとして「経済社会における女性の活躍促進」「ポジティブ・アクション」「女性に対する暴力根絶」等あったが、いずれも肯定的な評価の割合に差は見られず、テーマ設定・企画は適切であったと考えられる。また、主催・後援団体を複数置き、連携・協議を通じて企画の深化を図った事業は肯定的な評価が向上する傾向が示されている。 【今後の方向性】 「フォーラム」については、今後も引き続きこの手法を使っていくが、新たな方策も検討していく。 ・「基礎研修」、「苦情処理研修」については、参加者のアンケート結果も踏まえてカリキュラムの見直しを行うことなどにより引き続き、満足度の高い研修の開催に努めることとした。 ・「国・地方連携会議ネットワークによる事業」は、結果検証により得られた知見を踏まえ、一般国民が参加を行いやすい実施形態に留意しつつ、複数の共催団体との連携、共催団体同士の連携協力・取組実践を通じ、男女共同参画に対する理解増進を図る。

学識経験を有する者の知見の活用	第40回男女共同参画会議(平成24年3月14日)において、有識者から出された意見は次の通り。 「女性の力をこの国の社会の進展に役立てるという発想が必要であり、ポジティブアクションをより一層推進し、多様な人材の活用が図られることが今後求められている(鹿嶋議員)。」
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・「全国会議(①平成24年6月22日、東京)」と「フォーラム(②平成24年10月19日、長野)(③平成24年10月25日、愛媛)(④平成24年11月10日、神奈川)」で得たアンケート結果の平均。各回の配布数、回答数は次のとおり。①620/245(39.5%)、②500/305(61.0%)、③300/144(48.0%)、④500/81(16.2%) ・男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」におけるアンケート(平成24年5月24日～25日実施、男女共同参画局総務課・調査課)平成24年5月調査、研修参加者合計95名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち86名より回答(回答率90.5%) ・地域における女性の参画状況調査報告書 ・「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業における参加者アンケート(平成24年8月30日～平成25年3月1日の間に行われた計11事業で実施、男女共同参画局総務課)11事業の参加者のべ1,097名に対しアンケート用紙への記入方式により実施、うち682名より回答(回答率62.2%)
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------	--------	-------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-62(政策14-施策③))

施策名	国際交流・国際協力の促進〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際交流、国際協力を促進するため、国際的動向に関する情報収集・分析、我が国の施策・取組についての資料の作成・発信を行うほか、各種国際会議に積極的に出席し、各国代表との意見交換を行う。					
達成すべき目標	男女共同参画についての国際的取組を国内へ浸透させるとともに、国際的動向の情報収集や分析を行い、我が国の施策・取組を発信することで、国際交流と国際協力を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	109,300	24,501	22,062	19,956
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	109,300	24,501		
執行額(千円)	770,80	17,507				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会における安部総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)抜粋 「家庭に専念して、子育てや介護に尽くしている方々もいらっしやいます。皆さんの御苦労は、経済指標だけでは測れない、かけがえないものです。皆さんの社会での活躍が、日本の新たな活力を生み出すと信じます。皆さんが、いつでも仕事に復帰できるよう、トライアル雇用制度を活用するなど、再就職支援を実施します。仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めます。皆さん、女性が輝く日本を、共に創り上げていこうではありませんか。」					

測定指標	「国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議への出席回数	基準値	実績値					目標値
		過去5年の平均	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		6回	5回	8回	10回	10回	9回	7回
	年度ごとの目標値		4回	4回	4回	7回	7回	
	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)第15分野「国際規範の尊重と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」の推進	基準値	実績値					目標値
21年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	
具体的施策の推進		-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	
年度ごとの目標値			-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	国際会議への出席回数は目標を達成
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>国際会議への出席に当たっては、日本の取組を海外に積極的に紹介するとともに、海外の動向等について聴取し、国内に紹介し、浸透を図るよう努めていく必要がある。このため会議の成果や国際的動向については、ホームページ・メールマガジン、局広報誌等への掲載のほか、一般の方を対象にした「聞く会」等で紹介し、その広報・普及に努めている。また、「女子差別撤廃条約」を紹介するDVDをホームページにおいて動画公開する等、条約の周知にも努めている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も様々な機会を利用して日本の男女共同参画に関する取組を国際社会に効果的に発信するとともに、国際会議の成果や国際的動向の広報・普及に努める。</p> <p>なお、「女子差別撤廃条約」の周知度は、平成24年10月の調査で34.8%であり、平成21年度の現状値(35.1%)からほぼ横ばいであるため、メールマガジン、Facebook等多様なメディアによるさらに積極的な広報・啓発を通じて、平成27年の目標値(周知度50%以上)の達成を目指す。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会」等の男女共同参画に関する国際会議等への出席回数 ・第3次男女共同参画基本計画 http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------	--------	-------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-63(政策14-施策④))

施策名	女性に対する暴力の根絶に向けた取組〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕				
施策の概要	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するものである。女性に対する暴力は潜在化しやすい、女性を男性に比べて従属的な地位に追い込む社会的問題であることから、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権の尊重や女性に対する暴力防止のための意識啓発や教育の充実、被害者支援の取組を充実する。				
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	76,360	87,849	75,082 (東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業は24年度から復興庁予算により実施。施策⑧に記載。)	61,427
	補正予算(b)	1,043,691	237,300 (東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業の分を含む。)	-	
	繰越し等(c)	-	-		
	合計(a+b+c)	1,120,051	87,849		
執行額(千円)	653,181	172,221			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし				

測定指標	女性に対する暴力に関するポスター等の配布箇所数	基準値	実績値					目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市町村)	全地方公共団体	全地方公共団体(岩手・宮城・福島については平成23年度に実施)	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体(都道府県・政令指定都市及び市町村)
	年度ごとの目標値		全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	全地方公共団体	
	第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)第9分野「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の推進	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	
	具体的施策の推進	-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進	推進度合に基づいた第4次基本計画への反映	
年度ごとの目標値		-	-	具体的施策の推進	具体的施策の推進	具体的施策の推進		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 毎年11月12日から25日までを「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間とし、ポスター・リーフレットを作成し、平成24年度は全地方公共団体へ送付した。 若年層を対象とする予防啓発の促進については、内閣府において作成した予防啓発教材を活用し、効果的な若年層の指導を行えるよう指導者研修(全国3か所で3回)を実施した。 性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、地域の男女共同参画センターの相談員等を対象とした研修(2回)を実施した。 官民の配偶者暴力相談支援業務を担う者(相談員及び相談員を管理する職員)を対象とするワークショップ(管理職2回、相談員3回)を行った。また、新規で企画行政職を対象とするワークショップも開催した(1回)。 <p>以上のとおり、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた具体的な取組を実施した。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性に対する暴力に関するポスター等については、目標どおり、全地方公共団体に送付した。 研修やワークショップは、効果的に実施することができ、女性に対する暴力の根絶を推進することに寄与したと考える。 <p>【行政事業レビューでの指摘】</p> <p>外部有識者から「本事業としては、女性に対する暴力の根絶に係る啓発活動に重点が置かれており、ポスター等の広告費用が必要経費の主たるものを占めている。その趣旨は理解できるが、こうした広告活動により、どのような意識変化が生じたのか、追跡調査がなされるべきであろう。それが、本事業のもう1つの柱である。研修、教育活動の素材となるようにも思われることから、広告ないし広報活動の効果測定にも、応分の予算支出を検討して頂きたい」との指摘があった。</p> <p>また、行政事業レビュー推進チームから「引き続き、効果的・効率的な事業の実施に努めること。また、外部有識者の所見を踏まえ、今後の事業について検討することとし、執行実績を概算要求に反映させること」との指摘があった。</p> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民に対し、女性に対する暴力の根絶に向けた意識啓発の充実を図るため、関係ポスター等の配布は、引き続き全地方公共団体に送付する。 若年層を対象とする予防啓発の促進に関する研修については、研修後に行ったフォローアップを活用し、若年層に対する効果的な予防啓発の在り方を検討してまいりたい。 男女共同参画センターにおける性犯罪被害者のための相談体制の整備促進を目的とした研修については、実施結果を踏まえて、内容の充実を図りつつ、引き続き実施する。 官民の配偶者暴力被害者支援の関係者を対象とするワークショップについては、官官・官民の更なる連携強化を図るため、先進的な取組の共有・意見交換等を行い、事例の収集を行うよう引き続き努めるとともに、平成25年度はストーカー行為についても対象とし、平成26年度中までに配偶者暴力相談支援センターの設置を検討している市町村に対して必要に応じたバックアップを行うなど、内容の充実を図る。 行政事業レビューでの指摘を踏まえ、執行実績の概算要求への反映に努めたところである。引き続き、適正な事業の実施を進めたい。

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験を有する者により構成される女性に対する暴力に関する専門調査会を開催している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-64(政策14-施策⑤))

施策名	女性の参画の拡大に向けた取組〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	女性の参画の現状を明らかにすることにより各種機関・団体等の取組を促すとともに、制度や実情を調査・分析することにより効果的な施策を実施するための基礎資料とし、女性の参画の拡大及びポジティブ・アクション推進についての啓発を図る。					
達成すべき目標	女性の参画の拡大に向けた取組を進めることにより、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標の達成を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	14,914	14,609	14,601	33,946
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
	合計(a+b+c)	14,914	14,609			
執行額(千円)	7,124	11,651				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第183回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成25年2月28日)(抜粋) 「仕事で活躍している女性も、家庭に専念している女性も、全ての女性が、その生き方に自信と誇りを持ち、輝けるような国づくりを進めます。皆さん、女性が輝く日本を、共に創り上げていこうではありませんか。」					

測定指標	指導的地位に占める女性の割合	基準値	実績値	目標値
		-	24年度	25年度
		-	国家公務員I種試験の事務系の区分試験(行政、法律、経済)における採用者に占める女性割合28.6%(平成24年度)、本省課室長相当職以上に占める女性国家公務員割合2.6%(平成24年)、国の審議会等委員に占める女性の割合32.9%(平成24年)、民間企業の課長相当職以上に占める女性割合7.2%(平成23年)	2020年までに30%程度
年度ごとの目標値		2020年までに30%程度		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	各分野における指導的地位等に占める女性の割合を確認したところ、着実な成果が見られる分野もある一方、依然として低い数値にとどまる分野も見られた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>女性国家公務員の採用(平成24年度28.6%)のように着実な成果が見られる分野もある一方で、民間企業や国家公務員における管理職比率(民間企業は平成23年7.2%、国家公務員は平成24年2.6%)等、上昇傾向にあるが、依然として低い数値にとどまる分野もある。国の審議会等委員はこれまで順調に上昇していたが、平成23年から2年連続で減少している。</p> <p>第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定)において、分野ごとに「2020年30%」の目標の達成に向けた中間目標を設定するとともに、分野に応じた施策を盛り込んでおり、同計画に沿って取組を強化・加速している。</p> <p>また、上記のような状況を踏まえ、平成24年9月から男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会を行い、同調査会報告(平成24年12月)では、行政、雇用、公共調達、補助金の4分野において、法制的観点からポジティブ・アクションに係る課題について検討・整理することにより、さらに取組を促進した。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>分野によってその現状や進捗に差がみられることから、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のあるポジティブ・アクションを推進することが必要である。</p> <p>今後も、各分野における調査により現状をフォローアップするとともに、女性の活躍促進に関する「見える化」の推進や地域における女性活躍促進施策の取組状況の確認などについて、上記第3次計画に沿って取組を強化・加速する予定である。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	第42回男女共同参画会議(平成25年4月26日)において、有識者から以下のとおり、意見が出されている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定機関における意見の多様性を確保することは極めて重要な問題である。(辻村議員) ・女性の社会参画、そして責任のある立場へ登用するという点については、全国的に見ても指導的地位にいるのが男性であることから、積極的に正措置などにより、少しでも色々な局面に女性の活躍の場を提供することが重要。(柿沼議員) ・指導的地位に占める女性の割合を2020年までに3割にすること、ぜひポジティブ・アクションをしっかりとやっていただきたい。(鹿嶋議員) ・女性の活躍状況の開示は必要なことではないかと思う。特に参考にして横展開をするような効果も見込めるということで、進めてほしい。(大塚議員)

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/index.html ・女性の施策・方針決定参画状況調べ(内閣府・平成24年12月) ・国の審議会等における女性委員の参画状況調べ(内閣府・平成24年9月30日現在) ・地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成24年12月) http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/index.html ・測定指標をより具体的に示すため、「女性の参画の拡大状況の確認」から、「指導的地位に占める女性の割合」に変更している。
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-65(政策14-施策⑥))

施策名	仕事と生活の調和の推進〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月に新たに制定)に基づき、政・労・使・自治体、国民等、官民が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。					
達成すべき目標	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の基本理念に関する国民の理解を深め、国民運動を通じた機運の醸成を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	32,986	12,319	19,355	22,309
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	32,986	12,319		
執行額(千円)	29,676	19,355				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」に基づく施策の進捗状況の確認	基準値	実績値					目標値
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	年度ごとの目標値	施策の推進状況の確認(「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート」の発刊による施策の進捗状況の確認)					施策の推進状況の確認	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	施策の進捗状況を確認し、目標をおおむね達成することができた。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和連携推進・評価部会(以下、「評価部会」という。)において、「憲章」及び「行動指針」に基づき、施策の進捗状況を定期的に点検・評価を行い、その結果を、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2012」(以下、「レポート2012」という。)において、平成24年度に講じた仕事と生活の調和の推進に関する国の施策のほか、地方公共団体、労使団体等各主体の取組を取りまとめ、公表した。 ・行動指針では、政策によって一定の影響を及ぼすことのできる14項目について、取組が進んだ場合に達成される水準を示す数値目標を設定しているが、最新値(平成24年12月時点)について行動指針策定時(平成19年12月)と比較し、25～44歳女性及び60～64歳の就業率、週労働時間60時間以上の雇用者の割合、年次有給休暇取得率、メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合、保育等子育てサービスの提供割合、男性の育児休業取得率、6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間の9項目について改善が見られた。 ・また、レポート2012では、評価部会での議論を受け、新たに介護と仕事の両立に関する問題を取り上げ、実態に即した点検・評価を行った。 <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価部会では、各主体より現場の隘路、課題、政策に関するニーズ等を把握し、実態に即した施策の展開を図るための情報収集を行う。それにより、憲章等に基づき仕事と生活の調和の実現に受け一層の取組を推進する。 ・中間年度となる平成25年度は、レポートにおいて数値目標のフォローアップを行う。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>【第23回仕事と生活の調和連携推進・評価部会】(平成24年10月31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期の重労働で退職する女性労働者がいることを踏まえ、母性健康管理について、支援サイトの情報も含めてレポートに記載してほしい。(北浦委員) ・仕事と介護の両立について、保険者である自治体が主体となって、介護休業制度と介護保険制度のリンケージを情報提供することが必要。また地域包括ケアについて知らない人も多いが、NPOが行政と職場をつなぐ好事例もある。介護については今後の課題としてほしい。(中島委員) ・介護しながらフルタイムで働けるようにするためにはどうしたらいいか、課題としてほしい。(佐藤委員)
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)レポート2012(平成24年12月10日公表)</p> <p>http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report.html</p>
---------------------------	--

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	推進課長 小林 洋子	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------	--------	---------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-66(政策14-施策⑦))

施策名	震災における男女共同参画の観点の視点からの対応マニュアル作成・周知〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕					
施策の概要	東日本大震災においては、物資の備蓄・提供や避難所・仮設住宅の運営等について、女性や子育て家庭に十分な配慮がなされず、様々な段階で問題が顕在化した。このため、被災地におけるこれまでの取組状況等について調査を行うとともに、東日本大震災を含む過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる基本的事項を取りまとめ、周知する。					
達成すべき目標	男女共同参画の視点を踏まえた地域における防災の取組の強化が図られ、地域における男女共同参画が推進されるとともに、今後、大震災が起こった際に、男女共同参画や生活者の視点からの対応がスムーズに行われるようにする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	10,456	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(千円)	-	-	-	-		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	「震災における男女共同参画の観点からの対応マニュアル」の周知箇所数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	(案)について全都道府県、政令指定都市+男女局HP	全都道府県、政令指定都市+男女局HP

施策に関する評価結果	目標の達成状況	地方公共団体において、平常時から男女共同参画の視点からの防災・復興体制を整備するとともに、災害が発生した場合には男女共同参画の視点から必要な対応をとることができるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の案を取りまとめ、都道府県・政令指定都市に送付するとともに、都道府県を通じて市町村に対しても回付し、意見を募った。また、ホームページにも掲載し、関係者から広く意見を聴取した。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>当初は対応マニュアルの作成を想定していたが、有識者等から「マニュアルという用語は、ここに書いてあることだけをやればよいと捉えがち」、「災害対応にhow toは存在しない。原理、原則を共有した上で、実際の場面でどのように対応していくかが鍵になる」、「地域の実情は異なることから、各地域において具体的な対応を検討するよう促すべき」との意見があり、名称を「取組指針」と変更した。また、「できる限り多くの知恵を集め、役に立つものを作成し、その活用が図られるようにすべき」との意見があり、平成24年度は「取組指針(案)」という形で公表し、多くの意見を取り入れて、よりよいものを作成することとなった。作成に当たっては、有識者からなる検討会を開催したほか、意見交換会として関係者から意見を聴取する機会を設けた。作成した取組指針案については、都道府県・政令指定都市への送付、市町村への回付及びホームページに掲載し、意見を募り、110件の意見が寄せられた(意見募集期間:平成25年3月27日～4月19日)。取組指針案を公表したことにより、これを参考として、男女共同参画の視点からの防災手引書を作成している地方公共団体も出ている。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>寄せられた意見を踏まえ、平成25年5月末に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を公表した。取組指針については、防災部局等と連携し、地方公共団体に通知したほか、地方公共団体等が主催する研修・会議等の場を活用して、周知を図っており、今後も様々な機会をとらえて周知することとしている。平成25年度は、防災部局が全国で実施するブロック単位の会議において、当該指針についての説明の機会を設けることを予定している。また、内閣府男女共同参画局が実施する既存事業の中で、男女共同参画の視点からの防災・復興も取り上げ、各地域における具体的な取組を推進することとしている。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構 清原桂子副理事長からの意見(平成25年3月28日) ・防災・復興における男女共同参画の視点の必要については、この間、以前より周知されてきたが、具体的な場面でのように対応するかは分かりにくかった。平常時及び災害時にどのように取り組めばよいのかという具体的な内容を取組指針としてまとめることの意義は大きい。今後、取組指針が広く共有されて役に立つためには、時間をかけてでもよいので、様々な意見を聞いてまとめるべき。さらに、今後バージョンアップを重ねながら、様々な場面で活用されていくことを期待したい。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・内閣府男女共同参画局HP 男女共同参画の視点からの災害対応 http://www.gender.go.jp/policy/saigai/index.html
---------------------------	---

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	総務課長 東 潔	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------	--------	----------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-67(政策14-施策⑧))

施策名	東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業〔政策14. 男女共同参画社会の形成の促進〕				
施策の概要	被災地においては、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性等が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が懸念される。このため、地方公共団体と協力して女性等の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話相談や仮設住宅への訪問相談等を行い、被災地において女性等が安心して利用できる相談サービスを提供する。				
達成すべき目標	女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとの意識を社会に喚起し、女性の人権の尊重や女性に対する暴力の根絶を推進することに資するため、相談しやすい体制等の整備を図る。 また、被災地において、女性の悩み相談事業を実施する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	-	-	76,672 (平成24年度から復興庁予算により実施。)	92,197
	補正予算(b)	-	内閣府補正予算(一般会計)で実施しているため、施策④に計上。	-	-
	繰越し等(c)	-	-		
	合計(a+b+c)	-	-		
執行額(千円)	-	-			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし				

測定指標	被災地における臨時相談窓口の設置数	基準値	実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	被災3県に臨時相談窓口を設置	-	-	-	-	被災3県に臨時相談窓口を設置	被災3県に臨時相談窓口を設置	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	被災3県に臨時相談窓口を設置		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	東日本大震災の被災地(岩手、宮城、福島)において、女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、相談事業を行った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>被災3県に臨時相談窓口を設置し、電話や面接による相談、仮設住宅への訪問相談、法テラスとの協定によって弁護士と連携した相談対応を行うなど、被災地の実情に沿った、きめの細かい支援を行っている。</p> <p>相談対応は、専門性の高い全国からの派遣相談員と、地元の地理的状況や被災状況を十分に把握している地元相談員が連携して行い、相談者のニーズに応じたケアを行っている。</p> <p>また、相談を受ける上で必要となる機関や相談窓口等の情報を記載した社会資源台帳を作成し、相談者が必要としている情報を適切に提供している。</p> <p>【行政事業レビューでの指摘】</p> <p>「事業メニューのうち、電話相談業務に関しては、執行実績を踏まえ事業規模の見直しを行っていく必要がある。」との指摘があった。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>相談窓口には数多くの相談が寄せられ、また、発災から時間が経つにつれ、相談内容が深刻化していることから、中・長期的な被災者の心のケアを行う必要があると考えられる。</p> <p>行政事業レビューでの指摘を受け、3県の復興・復旧の状況を踏まえ、事業の見直しを行い、岩手県及び宮城県については電話相談業務を県に移行して実施する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	男女共同参画局	作成責任者名	暴力対策推進室長 水本 圭祐	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------	--------	-------------------	----------	---------